

平成3年英文鋼船規則及び同検査要領

B編一部改正の解説

1. はじめに

平成3年6月25日付規則24号及び達33号により、英文鋼船規則(Rules for the Survey and Construction of steel ships)及び同検査要領B編船級検査の一部が改正された。同改正の概要を以下に解説する。

2. 改正点の概要

衰耗、腐食等に起因する船体損傷に関し、IACS(国際船級協会連合)内において積極的な調査、検討が行われ、その結果、船体区画、特に腐食環境下にあるバラストタンクにおいては適切な保守が行われなければ塗装の剝離損傷は避けられず、船体構造部材に腐食が生じ、ある状況のもとでは、その腐食は急速且つ過度に進行し船体損傷にいたることが確認されている。特に、最近の、高張力鋼が大量に使用された船舶では、この腐食が大きな問題となることが指摘されている。また一方でIACSでは、従来、メンバー協会の規則に取り入れられていた“year of grace”を廃止し、船級証書の有効期限を最初から5年とする方向で関連の検査規則を見直し、それに関連して従来と同じ安全性を担保するため、中間検査の範囲を広げる方向で検討を行ってきた。これらの問題は、早急に解決する必要があるとして、“IACS UR(統一規則)Z7(船体と機関の船級検査)”として採択され、本会としても英文鋼船規則及び同検査要領B編一部改正として、このURの取り入れを行った。

このURは、定期検査の間隔を5年とすること、中間検査の時期を2回目又は3回目の年次検査の時期とすること、及び定期的検査、特に衰耗、腐食が進行し易いと考えられる船体の海水バラストタンクに関わる検査の強化が主眼となっている。

このURの採択により、定期的検査の時期及び検査の要件に関しては、IACSメンバー協会間で、ほとんどの項目が統一されることになると考えられる。

また、日本籍の船舶については、法令上定期検査の間隔が4年と定められていること、及び中間検査において、従来よりある程度内部検査の要件が強化されていることを考慮して、このURは、当面日本籍以外の船舶にのみ適用することとした。

主な改正点は、次のとおりである。

1) 定期検査の時期

定期検査の間隔が、4年から5年に変更となる。
(従来は、4年+延期1年)

2) 中間検査の時期

タンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船においては、登録検査又はそれ以降の各定期検査の完了日、その他の船舶においては、第1回定期検査又はそれ以降の各定期検査の完了日を基準として、2回目又は3回目の年次検査の時期に行う。(従来の中間検査は、2年6箇月経過した日の前後6箇月以内)

3) 中間検査の要件

(1) 船齢が、5年を超え10年以下の全ての船舶について、代表的バラストタンクの内部一般現状検査が要求される。

(2) 船齢が、10年を超える全ての船舶について、全てのバラストタンクの内部一般現状検査が要求される。

上記(1)、(2)の結果、明らかな構造欠陥が認められる場合以外は、その検査は、塗装の有効性を確認する程度の検査とすることができる。ただし、塗装状態が悪いと認められたタンク、及び無塗装タンクについては、該当タンク(二重底タンクを除く)の内部検査、及び必要に応じて板厚計測が、その後、毎年要求されることとなる。

4) 定期検査の要件

定期検査においても、上記3)と同様、バラストタンクの内部検査の結果如何により内部検査、及び必要に応じて板厚計測が、その後、毎年要求される事となる。

3. 定期的検査の実施上の注意点

定期的検査の実施上の注意点は、以下のとおりである。

1) 定期検査

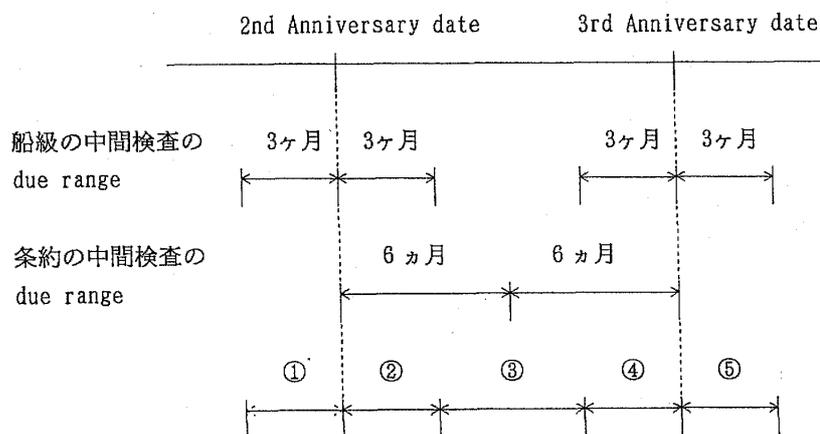
従来、定期検査の間隔を4年とし“year of grace”により実質5年に延長できる制度をとっていたが、今回の改正により、定期検査の間隔そのものが5年となるため、従来のように登録検査又は各定期検査の完了

日を基準とし、4年目の期日迄に定期検査の Commencement 又は Extension Survey を受検する必要はなくなる。また、従来通り登録検査又は各定期検査の完了日を基準として、4回目の年次検査の時期から定期検査を開始することは可能である。なお、定期検査の間隔が5年と改正されたことにより、条約証書の有効期限との関連で、定期検査の due date を延期することは出来なくなったので注意が必要となる。

2) 中間検査

中間検査の受検時期に関する改正は、予定されている条約の改正を先取りした形で行われるもので、将来は条約の規定と一致するものであるが、現時点では、現行の条約と若干のずれが生じている。すなわち、従来は船種に応じて定められ、登録検査又は各定期検査

の完了日（液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船以外の船舶においては中間検査の適用の基準となる船齢自体も早められている。）を基準として、2年6ヶ月経過した日の前後6ヶ月間が中間検査の due range であり、条約で要求されている中間検査の due range と一致していたが、今回の改正により現行条約で要求される中間検査の due range と船級で要求される中間検査の due range との間でずれが生じることとなる。従って、中間検査の受検時期によっては、船級または条約のいずれかの中間検査しか受検出来ないケースも出て来ると考えられるので注意が必要となる。参考までに、船級及び条約の中間検査の due range を図1に示す。



- ①：船級の間中検査しか実施出来ない。
(条約の間中検査は別途②，③，④の時期に実施する必要がある。)
- ②：船級及び条約の間中検査が同時に実施できる。
- ③：条約の間中検査しか実施出来ない。
(船級の間中検査は①，②の時期に完了していなければ④，⑤の時期に実施する必要がある。)
- ④：船級及び条約の間中検査が同時に実施できる。
- ⑤：船級の間中検査しか実施出来ない。
(この時点では条約の間中検査は②，③，④の時期に既に完了していなければならない。)

図1 船級及び条約検査の due range